

2022年（令和4年）8月15日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政のデジタル化の推進に関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）8月1日付けで諮問（第1148号）された行政のデジタル化の推進に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、マイナポータルのぴったりサービスからのオンラインによる転出届・転入予約について、令和5年2月までに全ての市区町村において対応が必要となったことから、ぴったりサービスからの転出届・転入（転居）予約の受付の開始及び申請管理システムを導入することとした。

電子申請による受付及び申請管理システムによる申請情報の管理は、コンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) マイナポータルでのオンライン化対象手続について

転出届

転入予約（転出届を提出した場合に、転出先市町村に自動的に送付される）

(3) 取り扱う個人情報

ア 転出届

- (ア) 申請者届出人連絡先電話番号
- (イ) 申請者氏名
- (ウ) 申請者住所
- (エ) 申請者住所_新住所
- (オ) 申請者異動予定年月日日付
- (カ) 申請者性別
- (キ) 申請者生年月日
- (ク) 申請者国民健康保険
- (ケ) 引越する人数
- (コ) 引っ越しパターン（世帯全部/世帯一部）
- (サ) 従前の世帯での世帯主変更の有無
- (シ) 従前の住所に残る世帯人数
- (ス) 従前の住所での新しい世帯主氏名
- (セ) 従前の住所に残る世帯員氏名・続柄
- (ソ) 異動者氏名文字列
- (タ) 異動者生年月日
- (チ) 異動者国民健康保険有無
- (ツ) 異動者介護保険有無
- (テ) 異動者児童手当有無
- (ト) 異動者国民年金区分1号
- (ナ) 異動者基礎年金番号数字
- (ニ) 本人同意（情報を事前に旧住所地から新住所地に提供すること）
- (ヌ) 電子証明書利用者証明用のシリアル番号

イ 転入予約

- (ア) 申請者届出人連絡先電話番号
- (イ) 申請者氏名
- (ウ) 新しい世帯主氏名
- (エ) 申請者住所
- (オ) 申請者住所_新住所
- (カ) 申請者異動予定年月日
- (キ) 申請者性別

- (ク) 申請者生年月日
- (ケ) 引越する人数数字
- (コ) 引っ越しパターン（世帯全部/世帯一部）
- (カ) 異動者氏名
- (シ) 異動者生年月日
- (ス) 異動者新しい世帯主との続柄
- (セ) 異動者来庁予定日
- (ソ) 異動者来庁場所
- (タ) 異動者国民健康保険_転入地での加入希望の有無
- (チ) 異動者国民健康保険_施設入居の有無
- (ツ) 異動者国民健康保険_マル学フラグの有無
- (テ) 異動者後期高齢者_住所地特例の有無
- (ト) 異動者介護保険_要介護・要支援認定の有無
- (ナ) 異動者介護保険_住所地特例の有無
- (ニ) 異動者児童手当_受給者が公務員の有無
- (ヌ) 異動者国民年金_転入地での新規加入希望の有/無
- (ネ) 異動者印鑑登録_希望の有無
- (ノ) 異動者犬の引越し意思表示の有無
- (ハ) 異動者原動機付自転車の引越し意思表示の有無
- (ヒ) 異動者障がい者手帳の有無
- (フ) 異動者小中学校転校の有無
- (ヘ) 異動者未就学児童の有無
- (ホ) 異動者ひとり親の有無
- (マ) 異動者妊婦検診票・補助の有無
- (ミ) 異動者わからない項目の有無
- (ム) 電子証明書利用者証明用のシリアル番号

(4) コンピュータ処理を行う内容

ぴったりサービスから転出届・転入予約が全市町村で対応が必須となることからコンピュータ処理が必要である。また、住民基本台帳上のデータと申請者を突合する機能や、申請を管理する機能は自治体側で用意する必要がある。これを導入しない場合、申請データを1件1件ダウンロードし、個人の特定期も手作業で行う必要がある。この場合、申請データの閲覧や審査などに多大な業務負荷がかかるとともに、申請データを各PCに保存することとなりセキュリティ上の課題も大きくなることから、申請管理システムを導入しコンピュータ処理を行う必要がある。

(5) 申請管理システムについて

ア システム機能

- (ア) 申請データの取り込み
ぴったりサービスのデータをL G W A N回線により、連携サーバを通じて申請管理システムへ取り込む機能。
- (イ) シリアル番号による申請者特定
電子証明書利用者証明用のシリアル番号をもとに、住基C Sと連携し宛名番号へと変換する機能。
- (ウ) 番号紐付情報の最新化
宛名番号の情報をもとに、住民基本台帳の情報を申請管理システムへ連携する機能。
- (エ) 申請データのデータベース格納
ダウンロード機能から連携される申請 ZIP を展開し、データや添付ファイルを申請データのデータベース等に格納する機能。
- (オ) 申請内容照会とステータス管理
確認や審査には申請データの参照や添付書類等の確認を行うための申請画面照会機能。
- (カ) 住民基本台帳システムとの申請データ連携
申請管理システムから住民基本台帳システムへデータ連携を行い、住民基本台帳システム上で申請情報を管理する機能。
- (キ) 業務登録と手続の紐付機能
申請データの検索や基幹システム連携を容易にするために、自治体で任意の業務コードを登録し、ぴったりサービスの手続コードとの紐付登録を行う機能。
- (ク) 担当者登録と担当者ごとの権限設定機能
申請管理システムを操作する担当者を登録し、担当者ごとに利用できる機能や、参照可能な手続等を設定できる機能。
- (ケ) 申請データ検索・抽出機能
ぴったりサービスから連携された申請データに対して、申請日や手続等の条件に応じた検索や抽出を行え、申請内容の確認や審査等を行うため、住民が申請した申請書イメージや、添付ファイル等を表示できる機能。
- (コ) 宛名番号等入力機能
申請者が住登外者等の理由で、シリアル番号から宛名番号等に変換できなかった申請データに対して、担当者が宛名番号等を手動で入力できる機能。
- (サ) 申請ステータス変更機能
申請データごとに審査状況のステータスを設定する区分（未審査、審査中、審査完了、却下など）を設け、審査状況に応じてステータスを変更出来る機能。
- (シ) 申請データのデータベース格納

ぴったりサービスから連携される申請データへの権限設定や操作履歴等の管理機能。

イ 物理的なセキュリティ対策

(ア) 申請管理システムで扱う全てのデータは、防災センターサーバ室に設置したサーバにて管理する。

(イ) 申請管理システムで利用する基幹系端末は、盗難等を防ぐため、執務室内の所定の机の上に設置し、金属製のセキュリティワイヤーにより机に固定した状態で使用する。

ウ 技術的なセキュリティ対策

(ア) ネットワーク

ぴったりサービスと申請管理システムは直接接続せず、境界ファイアウォールを設置したDMZ内に連携サーバを設け、連携サーバを介してデータを連携することで、ダウンロード機能以外の外部へ接続できないよう接続制限を行う。また、申請データが連携サーバに長時間残留しないよう定期的に削除する。

(イ) 申請管理システムは住民基本台帳業務を行う基幹系端末からのみを接続可能とする。

エ 契約方法

申請管理システムの導入については、住民基本台帳システムと同一のサーバ上に構築を行い密接な連携を行うとともに、住基CSとも連携を行うことから、住民基本台帳システム及び住基CSの管理事業者である日本電気株式会社を相手方として随意契約を行う予定である。

(6) ぴったりサービスについて

ア ぴったりサービスのセキュリティについて

(ア) データの完全性

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを用いて公的個人認証サービスを利用するため、より高い保証レベルでの本人確認を行うことが可能。これにより、成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認（送信していないという事実）を担保するため、高いセキュリティを確保している。

(イ) 通信の秘匿

ぴったりサービスは、TLSで保護された通信によってのみアクセスが可能であり、利用者とマイナポータル間の通信は暗号化され、傍受による情報漏洩の防止及び改ざんの検知が可能である。また利用者はサーバ証明書を調べることで、接続先が本物のマイナポータルであることを確認することができる。

(ウ) 利用履歴の確認

利用者は過去のマイナポータルの利用履歴を確認することができるため、身に覚えのない操作について、確認のうえ気づく

ことができる。

イ アクセス権限

ぴったりサービスは手続作成機能と申請ダウンロード機能の2つの機能で構成される。この2つのアカウントはデジタル推進室においてアカウント管理を行う。

(7) 添付資料

ア マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の実現に向けた取り組みについて（抜粋）

イ システム構成図

ウ 調達仕様書（案）

エ 業務委託契約書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ぴったりサービスから転出届・転入予約が全市町村で対応が必須となることからコンピュータ処理が必要である。また、住民基本台帳上のデータと申請者を突合する機能や、申請を管理する機能は自治体側で用意する必要がある。これを導入しない場合、申請データを1件1件ダウンロードし、個人の特定期も手作業で行う必要がある。この場合、申請データの閲覧や審査などに多大な業務負荷がかかるとともに、申請データを各PCに保存することとなりセキュリティ上の課題も大きくなることから、申請管理システムを導入しコンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のイ、ウ及び(6)のア、イに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 物理的なセキュリティ対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

(5)イ(ア)

(イ) 日常的な安全対策

(5)イ(イ)

イ 技術的なセキュリティ対策

(ア) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(5)ウ(ア)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

(5)ウ(イ)

ウ ぴったりサービスのセキュリティについて

(ア) 情報の改ざんを防止するための措置

(5)ウ(ア)

(イ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置

(5)ウ(イ)

(ウ) 日常的な安全対策

(5)ウ(ウ)

エ アクセス権限

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上